	て準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第三項又は第五項において準用する同法第五十二条の四十九、同項において準用する同法第五十二条第五十二条第一項、第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第八十九条第九項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）	第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十第一項
［略］	
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項、第五十二条の六十の十八並びに第五十二条の六十一の十二
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	第十九条の二第三項及び第四項、第三十四条の二十六第二項及び第三項並びに第三十四条の六十三の六十六
［略］	
信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	第百六十九条の二十九
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第二十一条第六項及び第七項
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	［略］
協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	第百九条の三十四

	て準用する同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項、第八十九条第一項において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第八十九条第三項において準用する同法第五十二条の二の六第一項、第八十九条第五項において準用する同法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十第一項並びに第八十九条第七項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）	第十七条において準用する銀行法第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の二の十において準用する場合及び第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）
［同上］	
銀行法	第二十一条第一項及び第二項、第五十二条の二の六第一項、第五十二条の二十九第一項、第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）、第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第五十二条の六十一の十二
銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	第十九条の二第三項及び第四項並びに第三十四条の二十六第二項及び第三項
［同上］	
［項を加える。］	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	第二十一条第五項
貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	［同上］
［項を加える。］	